

太陽光発電設備のリサイクル推進及び適正な廃棄処理体制の確立を求める件

脱炭素社会の実現に向け、太陽光発電設備の導入は全国的に急速に拡大している。特に平成 24 年の固定価格買取制度（F I T）の導入以降、多くの設備が設置され、わが国における再生可能エネルギーの導入拡大に寄与してきた。一方、山林開発や景観悪化、災害リスクの増大など、多面的な課題が顕在化している。

特に太陽光パネルの耐用年数は 20～30 年程度とされており、今後、耐用年数を迎えたパネルの大量廃棄が見込まれる。太陽光パネルには、鉛などの有害物質が含まれる場合があり、適正処理やリサイクル体制の確立が重要な課題となっている。また、現行制度においては、廃棄・撤去費用の確保や責任主体の整理が十分とは言えず、特に、事業終了により事業者が撤退した場合などの対応について、深刻な懸念がある。

本市においても、大規模な太陽光発電設備（メガソーラー）の建設や住宅用太陽光発電設備の普及が進む中で、将来の撤去・廃棄に関する不安や環境への影響を心配する市民の声が高まっている。

よって、国会及び政府におかれては、使用済み太陽光パネルの適正処理と資源の有効活用を確保し、市民の安全と環境保全を図るため、下記の措置を早急に講じられるよう強く要望する。

記

- 1 使用済み太陽光パネルの回収・再資源化等について、実効性ある制度を早急に整備すること。併せて、シリコン、銀、銅、ガラス等の有用資源を回収・再利用するため、技術開発及びリサイクル施設整備への支援を強化すること。
- 2 太陽光発電事業者に対する廃棄・撤去費用の確保措置を強化し、積立金制度の履行確認や保険加入状況の把握等を通じて、事業者の責任において廃棄・撤去費用が確実に確保される仕組みを構築すること。
- 3 太陽光発電設備の廃棄に関する発電事業者及び解体施工業者の責任範囲を明確化するとともに、処理事業者の認定制度の創設、監視体制の強化、不法投棄・不適正処理への厳格な措置を講じること。
- 4 太陽光発電設備の廃棄・リサイクル問題に対応できるよう、国の責任において、財政的・技術的・人的支援を拡充すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月12日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

経済産業大臣

環境大臣

内閣官房長官 様

仙台市議会議長 野 田 讓